

令和 7 年度 海外友好都市バーチャルツアー事業
委託業務公募型プロポーザル実施要領

令和7年度 海外友好都市バーチャルツアー事業を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施します。

令和7年11月4日

真岡市総合政策部秘書広報課

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度 海外友好都市バーチャルツアー事業委託業務

(2) 業務内容

別添「令和7年度 海外友好都市バーチャルツアー事業委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 委託業務の履行期間

契約締結した日から令和8年3月31日(火)まで

(4) 委託契約金額の上限

1,370,000円(消費税及び地方消費税を含む)

2 参加資格

参加資格は、以下の全ての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札参加資格者の資格)に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団若しくは暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

3 プロポーザル実施に係るスケジュール

(1) プロポーザル実施要領等の公開

令和7年11月4日(火)

(2) プロポーザル実施内容等に関する質問書の提出期限

令和7年11月10日(月)15時必着

(3) プロポーザル実施内容等に関する質問内容及び回答事項のホームページ掲載日

令和7年11月14日(金)

(4) 参加表明書の提出期限

令和7年11月21日(金)15時必着

(5) 参加資格の確認結果通知

令和7年11月28日(金)

(6) 企画提案書の提出期限

令和7年12月10日(水)15時必着

(7) プレゼンテーション(予定)

令和7年12月18日(木)

(8) 審査結果の通知・公表

令和7年12月22日(月)

4 プロポーザルの手続

(1) 担当部署及び問合せ先

真岡市総合政策部秘書広報課友好都市交流係 担当:上野、千葉

〒321-4395 栃木県真岡市荒町5191番地

TEL:0285-83-8184(直通) FAX:0285-83-8914

E-mail:hisyo@city.moka.lg.jp

(2) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(様式第1号)により受け付けます。

① 提出期限 令和7年11月10日(月)15時必着

② 提出先 4(1)

③ 提出方法 電子メール(ファイル形式はMicrosoft Word 又はpdf としてください。)

④ 回答方法 質問及び回答事項を取りまとめの上、ホームページに掲載します。なお、質問回答書は、本実施要領の追加または修正として実施要領と同様に取り扱うものとする。

⑤ 掲載日 令和7年11月14日(金)

(3) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書等を提出してください。

① 提出期限 令和7年11月21日(金)15時必着

② 提出先 4(1)

③ 提出物 ・参加表明書(様式2) 1部

・企業概要書 1部

企業理念(経営方針)、企業年月日、従業員数、資本金、事業内容

※必要事項の記載があればパンフレット等でも可

④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、電話の上、到着を確認してください。)

⑤ 参加辞退 参加表明書提出後に参加辞退する場合は、参加辞退届(様式第3号)を提出して下さい。

(4) 参加資格の確認

参加表明書の提出者に対して、参加資格の確認を行い、その結果を通知します。ただし、企画提案書の受付期間において参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとします。

① 通 知 日 令和7年11月28日(金)

② 通知方法 電子メール

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書に基づいて、次のとおり作成してください。

① 企画提案書の用紙は、A4版横(カラー印刷)としてください。

② 企画提案書の様式は任意としますが、別表 海外友好都市バーチャルツアー事業委託業務審査基準の評価項目毎及び項目順に作成し、次の事項に関連する評価項目に必ず含めた内容としてください。

ア 事業内容(目的、効果等):評価項目1-(2)

イ 出演者、リポーター候補:評価項目1-(3)

ウ 業務遂行人員体制:評価項目2-(1)

エ 全体のスケジュール:評価項目2-(1)

オ 類似事業の業務実績:評価項目2-(2)

③ 企画提案書は、1者1提案のみとします。

④ 提出の際に、真岡市秘書広報課友好都市交流係宛での「見積書」を正本1部提出してください。

なお、見積書は諸経費や消費税も区別し、企画提案書の見積額と整合させてください。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書は次のとおり提出してください。

① 提出期限 令和7年12月10日(水)15時必着

② 提出先 4(1)

③ 提 出 物

企画提案書添書(様式第4号) ※代表者印を押印すること

企画提案書(様式任意)(正本1部・副本7部)

見積書(様式第5号)

なお、正本にはカバー等をつけずにホチキス止めのみとしてください。また、副本は無記名(会社名)とし、社名が類推できないように作成してください。

④ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、電話の上、到着を確認してください。)

⑤ 受付時間 平日の9時から17時まで(最終日の12月10日(水)は15時まで)

(7) 企画提案書等提出書類の取扱

① 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出は認めません(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。

② 提出期限後において、提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

③ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

④ 企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表する場合があります。

5 委託候補者の選定

(1) 選定委員会

ア 優先交渉権者の選定を行う委員会は「海外友好都市バーチャルツアー事業実施業務委託公募型プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)とします。

イ 選定委員会は真岡市職員で構成します。

ウ 選定委員会会議は非公開とします。

(2) 審査方法

企画提案書は、選定委員会において、提出された企画提案書及び見積書を審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。

また、提案者が1者だった場合には、審査委員採点の総和の平均60点以上をもって契約候補者として選定します。

(3) 審査基準

別表 海外友好都市バーチャルツアー事業実施業務委託審査基準のとおりです。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛てに通知するとともに、契約候補者の名称等をホームページに掲載します。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

6 契約の締結

(1) 上記5の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。

(2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。また、協議後の企画提案書は、仕様書(詳細仕様書を含む)と併せ、契約時の仕様書として扱います。

(3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

7 失格事由

次のいずれかに該当した場合、当該参加者は失格になることがあります。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合

(2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合

(3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合

(4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(5) 本要領に違反すると認められる場合

(6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

8 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(2) 契約の手續並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。

(3) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で真岡市秘書広報課友好都市交流係に帰属するものとします。

(4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に

計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。

(5) 委託業務における制作物(事業当日の録画データを含む)の著作権は真岡市秘書広報課友好都市交流係に帰属するものとします。委託契約期間終了後、真岡市秘書広報課友好都市交流係が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。

(6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。